

## 添付書類一覧表（マイナンバーなし） 【子】

- ①「被扶養者異動届」にマイナンバーが未記載、及び「個人番号（マイナンバー）届」が後日のご提出となる場合に、この一覧表をご確認ください。  
被扶養者異動届と一緒に、下記一覧表より該当する添付書類のご提出が必要です。
- ②マイナンバーを「被扶養者異動届」に記載、または「被扶養者異動届」と「個人番号（マイナンバー）届」を同時にご提出いただく場合は【添付書類一覧表（マイナンバーあり）】をご確認ください。
- ③被扶養者の状況をご確認いただき、該当する添付書類をすべてご用意ください。（※項目に該当しない場合は添付不要です）
- ④添付書類はすべてコピーでご提出いただけます

被扶養者の状況		必要な添付書類(マイナンバーなし)	
<b>状況にかかわらず添付が必須</b> <b>※ただし、大学生以下の子は不要</b> <small>※「大学生以下」とは、夜間・通信制を除く、大学生、専門学生、短大生、高校生、中学生、小学生、未就学児を指します（以下同様）</small>		被扶養者現況表	
収入確認のための添付書類	大学生の場合	学生証、または在学証明書	
	<b>収入なしの場合、①～③のいずれかを添付</b> ※大学生以下は添付不要		
	①ずっと無収入の場合 (1月～5月の申請) 前々年1月以降、ずっと無収入 (6月～12月の申請) 前年1月以降、ずっと無収入	所得証明書または課税証明書(発行できない場合は、非課税証明書で可)	
	②退職をしている ※直近の所得証明書に給与収入が載っている場合  (1月～5月の申請) 前々年1月以降に退職している (6月～12月の申請) 前年1月以降に退職している	雇用保険に未加入	退職・派遣登録抹消証明書(※TJKホームページよりダウンロード) ※退職した会社で記載されたもの
		自己都合退職で失業給付の待機・給付制限期間中	雇用保険受給資格者証
		失業給付を受給しない場合	雇用保険資格喪失確認通知または離職票1, 2(写)
		すでに失業給付を受給終了している	「受給終了」の記載がある雇用保険受給資格証(写)または雇用保険受給資格通知
		受給期間延長	受給延長通知 ※ただし出産予定の方は離職後1ヶ月以内の申請に限り、離職票1, 2(写)と母子手帳(写)で可
	公務員等で雇用保険の適用がない場合	辞令	
	③外国籍の方で入国して間もないため、所得証明書が発行されない場合	在留カードまたは住民票(在留資格記載)	
	<b>収入がある場合、①～⑥のうち該当するものをすべて添付</b> ※大学生以下は添付不要		
	①パート・アルバイト等で就労中	雇用条件証明書(※TJKホームページよりダウンロード)	
	②年金・恩給 受給中	受給中	年金振込通知書 ※直近で発行されており、現在の受給金額が確認できるもの
		申請中・これから受給予定	年金見込額照会回答票
	③自営業・個人事業主・不動産・配当所得等(給与・年金以外)	直近2年分の確定申告書および青色申告決算書(損益計算書)の写し ※別冊「被扶養者の手続き」をご確認ください	
④転職による収入低下	離職票1,2写しまたは退職証明書 + 雇用条件証明書(※TJKホームページよりダウンロード)		
⑤契約変更による収入低下	資格喪失証明書 + 雇用条件証明書(※TJKホームページよりダウンロード)		
⑥自営業を廃業した場合	廃業届の写し または 直近1年分の確定申告書 + 被扶養者申請にかかる申立書(自営業者用)		
その他の添付書類 該当するものを確認	別居の場合	送金証明2か月分+対象者と同居する家族のうち23歳以上の全員の所得証明書+別居先の住民票 ※障害者施設等に入所している場合は、上記の代わりに、入所に必要な費用を被保険者が負担していることが確認できる書類(被保険者宛の請求書、領収書等)を添付 ※別冊「被扶養者の手続き」をご確認ください	
	被保険者と苗字が異なる方	被保険者との続柄が確認出来る書類(戸籍謄本や住民票等)	
	被保険者(本人)の収入が配偶者の収入を上回った(退職した)ことによる扶養者の変更	配偶者の所得確認書類(源泉徴収票、所得証明書、雇用条件証明書、確定申告書の写し等)または、退職確認書類(離職票1,2、退職証明書等)	
	家族(配偶者以外)の被扶養者として健康保険組合に加入していたが、その家族の退職等により資格を喪失した場合	〈家族の退職〉退職確認書類(離職票1,2、退職証明書、退職時の源泉徴収票等) 〈退職以外の事由〉資格喪失証明書	
	任意継続被保険者として健康保険組合に加入していたが、その資格を喪失した場合	任意継続被保険者資格喪失通知の写し	
	同居により扶養を開始した場合	同居確認できる世帯全員の住民票	
	被保険者(本人)が「休業中(産休・育休含む)」、または月收入が「15万円未満」である場合	配偶者の所得確認書類(源泉徴収票、所得証明書、雇用条件証明書、確定申告書の写し等) ※配偶者がいない場合には住民票(世帯全員)	
	傷病手当金、出産手当金等の給付金の受給が終了したことによる申請	受給終了が確認できる通知書等(出産手当金の場合は出産日が確認できれば添付不要)	
	配偶者の連れ子	住民票 + 配偶者の所得確認書類	
	海外へ居住している (例外要件に該当している)  ※非該当の場合は認定不可	①外国において留学をする学生	ビザの写しまたは学生証の写し等 ※日本語以外の場合は和訳を添付
②外国に赴任する被保険者に同行する者		ビザの写しまたは海外赴任辞令の写し等 ※日本語以外の場合は和訳を添付	
③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航する者		ビザの写しまたはボランティア派遣期間の証明等 ※日本語以外の場合は和訳を添付	
④被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者		出生証明または婚姻証明等の写し ※日本語以外の場合は和訳を添付	
⑤①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者		※TJKにて個別に判断	